

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

北広島団地フェニックスプロジェクト

2. 地域再生計画の作成主体の名称

北広島市

3. 地域再生計画の区域

北広島市の区域の一部（北広島団地地区）

4. 地域再生計画の目標

北広島市は札幌市と新千歳空港の間に位置し、大都市へのアクセスの良さを持ちながら、豊かな緑の環境を保持しており、自然と都市機能が調和する魅力的な住環境を有する都市として札幌圏の一角を形成している。

とくに昭和 45 年から昭和 52 年に造成された道営北広島団地は、市の中心である JR 北広島駅の西側に位置する戸建住宅を中心とした北海道で三番目の大規模住宅団地であり、団地の造成を契機に急激に人口が増加した地域（北広島団地地区）である。

しかし、造成後、北広島団地地区は段階的な世代の入れ替わりが行われなかったことから、他の地区と比べ人口減少と高齢化が進行（高齢化率：市全体 28.9%、北広島団地地区 42.3% ※平成 28 年 4 月現在）するとともに、1 世帯当たりの世帯数は 3.25 人（昭和 58 年）から 2.05 人（平成 28 年）に減少し核家族化が進行している。また、住宅についても高齢者がゆとりのある 100 坪程度の広い敷地に居住し、若い世代が小さな賃貸住宅に居住するなど住宅のミスマッチも発生している。このような状況のもとで、路線バスの利用者の減少、児童生徒数の減少による学校の統廃合、空き家の増加など、人口減少や社会構造の変化による影響が如実に表れている。

「北広島団地の再生なくして、北広島の再生なし」。今後の市の発展のためにも、北広島団地地区の再生が必要不可欠であり、とくに若い世代を呼び込む魅力ある地区になるために、行政、市民、関係団体が一丸となり全力で取り組むことが必要である。そこで、北広島団地地区における若い世代の人口割合を高め、高齢者のまちから多世代が暮らすまちへ、公共交通を軸に、JR 北広島駅を拠点とする商業施設や文化施設などの都市機能を身近に感じられる暮らしにやさしいまちへ、子どもの笑顔が輝くまちを実現させることで、北広島団地

の再生を図るものとする。

【数値目標】

	事業 開始前	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月	平成 31 年 3 月	累計
北広島団地 地区におけ る若い世代 (25~44 歳)の人口割 合 (%)	18.0	0.1	0.4	0.5	1.0
空き家の戸 数 (戸) (※)	710	-10	-20	-20	-50
市内完結バ ス路線のバ ス輸送人員 (人)	480,000	-40,000	-30,000	-10,000	-80,000 ※40 万人 以上維持

(※) 住宅土地統計調査による

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

大規模団地の再生は、地域レベルでの対応が求められるため、地域を巻き込んだ再生検討が重要であることから、「北広島団地フェニックスプロジェクト」と銘打ち、4施策（住宅施策、まちづくり施策、公共交通施策、教育施策）9事業を実施する。とくに、住宅施策については、平成28年度に設置される官民連携の住み替え支援組織を活用して事業を実施し、平成31年度からは当該組織が自立的に事業を計画し、資金については構成メンバーの出資や市の補助金により事業を運営することとする。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1 事業主体 北広島市

2 事業の名称及び内容：北広島団地フェニックスプロジェクト

大規模団地の再生は、地域レベルでの対応が求められるため、地域を巻き込んだ再生検討が重要であり、従前の事業のみでは十分な効果を達成でき

ないことから、フェニックス（不死鳥）が蘇ることになぞらえて、団地の再生を「北広島団地フェニックスプロジェクト」と銘打ち、行政、市民、民間企業、各種団体が地域一丸となって事業を横断的に実施し、再生を図ることに全力を注ぐこととする。なお、プロジェクトは「住宅施策」、「まちづくり施策」、「公共交通施策」、「教育施策」の4施策9事業から成り立っている。

具体的には、①生活バス路線の利用促進（生活バス路線利用促進事業）、②空き家の解体支援等（空き家流動化促進事業）、③初めて市内に住宅を購入した方への支援（ファーストマイホーム支援事業）→平成29年度からは特定地域への移住や二世帯同居・近居を進める子育て世代の住宅購入支援（子育て世代マイホーム購入サポート事業）に変更、④住み替えや移住希望者への支援事業（住み替え支援事業）、⑤公共交通機関の再整備（公共交通網形成計画策定事業）、⑥立地適正化計画策定事業、⑦小中一貫教育の導入による教育機能の向上（小中一貫教育推進事業）、⑧団地のイメージアップを図るための参加型の事業（北広島団地イメージアップ事業）、⑨建ぺい率、容積率、最低敷地制限の見直しによる二世帯住宅等の建設促進を図る事業（市街地整備計画事業）である。なお、②③④⑨については「住宅施策」、⑥⑧については「まちづくり施策」、①⑤については「公共交通施策」、⑦については「教育施策」として位置付けている。

「住宅施策」については、平成29年度より官民連携の住み替え支援組織（北広島市住み替え支援協議会）において定住に関するワンストップの窓口を設置するとともに、平成28年度に市による助成を行った事業については、北広島市住み替え支援協議会においても相談を受け付ける。平成31年度からは、市は北広島市住み替え支援協議会の有効な提案事業に対して補助金を交付する体制に変更することによって効果的な事業展開を支援し自立化を目指す。

「まちづくり施策」のうち、北広島団地地区への移住者に対する支援については、住宅施策と同様に官民連携の住み替え支援組織を活用する。また、団地の新ネーミングや動画の作成を通じて団地のイメージを転換させるとともに、立地適正化計画策定事業においても内容を反映させる。

「公共交通施策」については、若い世代の利用の可能性を平成29年度以降に検討したうえで、その結果を公共交通網形成計画に内容を反映させる。平成31年度以降は、公共交通網再編およびその準備に関する支援に変更し、補助金等の支援を受けず民間事業者が事業運営を行っていく体制とする。

「教育施策」については平成30年度より全市小中一貫教育を実施し、連続した学びの環境を整えることで、他自治体からの子育て世代の流入を加速させる。

これらの事業展開によるニュータウンの再生は北海道で例がなく、現在または将来、高齢化した地区を抱える全国の自治体の先駆取的取組みとして、モデルとなり得る。

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

- ・北広島団地の再生に向け、とくに住宅施策については、官民連携の住み替え支援組織を立ち上げ、行政は全体調整、民間事業者は専門的な知識を生かした支援、金融機関は財政的な支援を行うことで、官民協働を図る。

【地域間連携】

- ・札幌広域圏組合を活用した札幌圏の自治体との連携により、札幌圏外、道外に対するスケールメリットを生かしたプロモーションが可能となることで、市単独では掘り起こせなかった新たな需要の掘り起こしによる定住促進が進む。

【政策間連携】

- ・北広島団地の再生に際して、市の長期総合計画（平成 22 年度～平成 32 年度）における重点プロジェクトである子育て支援の各種取り組みと連携することで、北広島団地地区に若い世代が流入し、定住促進を加速させる。

【自立性】

- ・平成 31 年度以降は官民連携の住み替え組織に対する構成メンバーの出資や市の補助金により事業を運営することで自走化を目指す。なお、市の補助金は若い世代の定住人口（生産年齢人口）を該当地区において 2%以上増加させることで、固定資産税、市民税などの市の一般財源となる税収の増額を図り確保する。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	事業 開始前	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月	平成 31 年 3 月	累計
北広島団地 地区におけ る若い世代 (25~44 歳)の人口割 合 (%)	18.0	0.1	0.4	0.5	1.0
空き家の戸 数 (戸) (※)	710	-10	-20	-20	-50
市内完結バ ス路線のバ ス輸送人員 (人)	480,000	-40,000	-30,000	-10,000	-80,000 ※40 万人 以上維持

(※) 住宅土地統計調査による

5 評価の方法、時期及び体制

平成 29 年度以降、毎年 6 月に産官学金労言及び市民で構成する「北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」において重要業績評価指標（KPI）及び PDCA サイクルにより、達成度の検証や見直しの検討を行う。また 9 月に検証結果を踏まえ、市議会の所管委員会で検証を行う。

6 交付対象事業に要する費用

① 法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

・総事業額 31,259 千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成 31 年 3 月 31 日（3 カ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 住み替え支援事業

事業概要：住まいに関するニーズに横断的に対応する官民連携の支援組織を立ち上げ、住み替え支援の仕組みを構築する。

実施主体：北広島市、(仮称)北広島市住み替え支援協議会

事業期間：平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(2) 公共交通網形成計画策定事業

事業概要：地域公共交通ビジョン策定のための先進地視察および協議会の立ち上げを実施する。

実施主体：北広島市

事業期間：平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(3) 立地適正化計画策定事業

事業概要：持続可能で利便性の高い集約型都市構造の実現に向け、その指針となる「北広島市立地適正化計画」を策定する。

実施主体：北広島市

事業期間：平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(4) 小中一貫教育推進事業

事業概要：平成 30 年度からの小中一貫教育開始に向け、講演会、先進地視察を実施する。

実施主体：北広島市

事業期間：平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(5) 北広島団地イメージアップ事業

事業概要：市内で少子高齢化が著しい北広島団地地区の特性を調査し、強み、弱み、住民ニーズなどを整理しつつ、将来のあり方を研究する。また、PR 動画作成、移住のための若者世代向けツアーを実施する。

実施主体：北広島市

事業期間：平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(6) 生活バス路線利用促進事業

事業概要：将来の公共交通の利用者となる児童・生徒に対し、今後の公共交通利用者の確保につなげることを目的としたモビリティマネジメント実施するとともに、公共交通網形成計画の策定に向けた基礎調査として、新たな旅客流動の可能性を把握するため運賃助成を実施する。

実施主体：北広島市

事業期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(7)空き家流動化促進事業

概要：既存ストックの活用による新たな人の流れをつくる必要があること及び多世代の共生の実現するため、空き家解体に対する助成を実施する。

実施主体：北広島市

事業期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

6. 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 31 年 3 月 31 日

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

産官学金労言及び市民で構成する「北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」において、各事業の重要業績評価指標（KPI）及び PDCA サイクルを検証する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

平成 29 年度以降、6 月に「北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」による達成度の検証や見直しを実施し、「北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」の検証結果を踏まえ、9 月に市議会の所管委員会で検証する。以後、毎年同時期に検証、見直しを実施する。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

毎翌年 10 月頃、市のホームページで公表する。